

よこはま動物園・金沢動物園共通年間パスポート及び動物園年間パスポート引換券利用約款

第1条（趣旨）

よこはま動物園・金沢動物園共通年間パスポート（以下「パスポート」という）は、公益財団法人横浜市緑の協会（以下「当協会」という）が管理運営するよこはま動物園及び金沢動物園の利用にあたり、パスポートを提示するだけで、何回も入園を可能とするシステムです。また、動物園年間パスポート引換券（以下「パスポート引換券」という）は、上記パスポートに引換えて利用できます。この約款は、システム運用を適切に行うため、システムの利用に際し必要となる内容について定めるものです。

第2条（利用者）

本約款を承認のうえ、所定の費用の支払いが完了し、パスポートに自書記名をした方及びパスポート引換券をパスポートに引換え、自書記名した方ご本人を利用者とします。（以下「利用者」という）

第3条（パスポート及びパスポート引換券の発行とその取扱い）

当協会は、パスポートを購入希望の方には、有効年月日を押印してお渡しします。また、パスポート引換券を購入希望の方には、引換有効期限を押印してお渡しします。

- 2 パスポートに記載された利用者以外は利用できません。また氏名の記載がないパスポートは使用できません。
- 3 利用者は、パスポートを第三者に譲渡・貸与・転売・名義変更をすることはできません。
- 4 入園時にご本人と特定できない場合は、入園をお断りします。
- 5 パスポートは、ご入園時には毎回必要となりますので、必ずお持ちください。年間パスポートをお忘れになった場合には、当日販売されている一般のチケットを購入していただきます。
- 6 パスポート引換券は引換有効期限内によこはま動物園の総合案内所もしくは、金沢動物園の券売所にてパスポートと引換えていただきます。

第4条（有効期限）

パスポート及びパスポート引換券の有効期限は、購入日から翌年の前日までの1年間とします。ただし、有効期限の最終日が休園日の場合は、その直前の開園日を有効期間の最終日とします。

- 2 有効期限前に更新購入をする場合、その効力の発生日は、前回の有効期限の翌日からとします。
- 3 パスポート引換券について、同条第2項は適用されません。

第5条（販売価格）

パスポート及びパスポート引換券の購入時、当協会に税込販売価格2,000円を支払うものとします。

- 2 利用者は、前条第2項の規定による登録の更新を受ける場合は、当協会に販売価格2,000円を支払うものとします。その際、先に購入したパスポートは当協会が回収をし、利用者は更新購入をしたもののみを利用できるものとします。ただし、利用者が先に購入したパスポートの回収を希望しない場合には、当協会が使用不可とわかる表示をし、回収しないものとします。
- 3 パスポート及びパスポート引換券の購入時に支払った2,000円は、理由のいかんを問わず返金・払戻はいたしません。

第6条（パスポート及びパスポート引換券の再発行）

破損・紛失等理由のいかんを問わずパスポート及びパスポート引換券の再発行はいたしません。

第7条（ご利用内容）

パスポートにより、次のサービスを受けることができます。

- (1) 利用できる動物園…よこはま動物園・金沢動物園
- (2) 入園方法……………入園口で、パスポートの提示で利用者ご本人に限り入園できます。
- (3) 利用回数……………有効期限内は、何回でもご利用できます。

2 前項のサービス及びパスポート引換券の引換えは、よこはま動物園と金沢動物園の開園日（開園時間）に利用することができます。

第8条（施設の利用制限）

天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢や経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合には、施設の一部または全部の利用を制限することがあります。その場合、当該登録者は、補償その他等の請求、異議を申立てすることはできないものとします。

第9条（約款の変更）

当協会は、利用者への事前の了承を得ることなく、この約款を変更することができ、利用者はそれを承諾

するものとします。

- 2 本約款の内容を変更する場合は、当協会のホームページ等でお知らせいたします。通知後に、利用者が第7条の利用を受けたときは、当該変更内容または新約款を承認したものとみなします。

第10条（利用資格の取り消し）

協会は、利用者が次の次号の一に該当した場合には、事前に会員に通知すること無く当該利用者の資格を取り消すことができることとします。また、その後もパスポート及びパスポート引換券をご購入いただけない場合があります。

- (1) 本約款に違反する行為があったとき。
- (2) 当協会の禁止事項、法令の規定もしくは公序良俗に反する行為があったとき
- (3) 動物園利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき
- (4) 当協会の信用及び名誉を著しく傷つけ、または秩序を乱す行為があったとき
- (5) 本約款の変更に同意いただけないとき

第11条（その他）

本約款に定めのない事項及びパスポートとパスポート引換券の運営上必要な事項は、パスポートの目的に沿って、当協会が定めるものとします。

平成30年3月1日 制定

令和7年2月1日 改正

(20250201)

（お問い合わせ）

パスポートに関するお問合せ先は以下の通りです。

- (1) よこはま動物園 総合案内所（開園日の9:30～16:30）
〒241-0001 横浜市旭区上白根町 1175-1 TEL045-959-1000（代）
- (2) 金沢動物園 管理事務所（開園日の9:30～16:30）
〒236-0042 横浜市金沢区釜利谷東 5-15-1 TEL045-783-9100